

医療情報取得加算(旧:医療情報・システム基盤整備体制充実加算)について

令和4年12月から当院では「オンライン資格確認」を行う体制を有し、診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

令和6年6月～11月

初診時 保険証利用 3点 (1月に1回)

マイナ利用 1点 (1月に1回)

再診時 保険証利用 2点 (3月に1回)

マイナ利用 1点 (3月に1回)



令和6年12月～

初診時 1点 (1月に1回)

再診時 1点 (3月に1回)

令和6年10月1日掲示

みなもと眼科